

2020年(令和2年)7月16日(木曜日)

三島駅  
再開

## 市への訴え棄却

東京高裁 住民側は上告方針

東急によるJR三島駅南口西街区の再開発事業を巡り、三島市が土地の一部を市土地開発公社から買い取らなかったのは違法だとして、住民団体が市を訴えた訴訟で、東京高裁は十四日、控訴を棄却する判決を出した。住民側は上告する方針。

住民側は、市が、より高く売れたはずの公社保有の土地を買い取って転売せず、公社が東急に安価で直

接売却したことを問題視。買い取り請求権を行使すれば得られたはずの利益が失われ、地方自治法違反にあたる」と訴えた。

岩井伸晃裁判長は判決で「土地転売の可否や価格自体が不確定であり、転売利益が発生するかが明らかとはいえない」と指摘。原告の請求を却下した静岡地裁の一審判決を支持した。

原告で「三島駅南口の整

備を考える市民の会」の渡辺豊博代表は取材に「公社が時価の半額以下で土地を売ったことが適切か、法律にのっとって判断してほしい」として、上告の準備を進める意向を語った。

三島市側は「判決によって、土地売却の正当性が証明された」などとコメントした。  
(杉原雄介)